

宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請

【許可申請】チェックリスト（長崎県）

※許可申請書を提出する際に、事前チェックのうえ、本様式を添付してください。

土地の所在地及び地番		長崎県	市・町	番地
申請者（工事主）	住所			
	氏名			
連絡担当者	担当者名			
	連絡先			
確認事項				
該当する書類に「☑」をしてください。なお、ナンバーは「許可申請等の手引 5-5 許可申請に必要な書類等」のナンバーとしています。				
☐	NO.1：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【省令様式第二】となっているか。			
☐	宅地造成等工事規制区域は、第12条第1項を選択、特定盛土等規制区域は第30条第1項を選択しているか。			
☐	役員が複数いる場合、全ての役員が工事主として記載されているか。			
☐	記入漏れがないか。			
☐	座標値は小数第1位（0.1秒）まで、高さ、土量、面積は、少数第3位を四捨五入して少数第2位表示としているか。			
☐	工程表を添付しているか。			
NO.2～NO.5：設計者の資格証明書（高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置の場合に必要）				
☐	設計者の資格に関する調書【細則第6号】			
☐	「許可申請等の手引」4-3を参照の上、該当する書類を添付しているか。 ○卒業証明書 ○大学院に1年以上在学したことの証明書 ○宅地造成技術講習会終了証書 ○実務経験証明書【参考様式】 ○資格証明書（技術士又は一級建築士）			
☐	NO.6：構造計算書（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造で1mを超える擁壁を設置する場合、崖面崩壊防止施設の場合に必要）			
☐	NO.7：地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書（災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合、崖面を擁壁で覆わない場合に必要）			
☐	NO.8：大臣認定擁壁認定書（認定擁壁とする場合、認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類を添付しているか。）			
NO.9～NO.12：工事主の資力・信用に関する書類＜個人・法人共通＞				
☐	工事主の資力及び信用に関する申告書【細則第3号】			
☐	資金計画書（宅地造成、特定盛土等）【省令第三】			
☐	預金残高証明書若しくは資金借入又は融資証明書			
☐	宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類（工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合に必要）			
NO.13～NO.14：工事主の資力・信用に関する書類＜個人の場合＞				
☐	・住民票又は個人番号カードの写し（個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの）			
☐	・最近3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類			

NO.15～NO.18：工事主の資力・信用に関する書類＜法人の場合＞	
☐	・登記事項証明書
☐	・最近3年の事業経歴書【参考様式】
☐	・役員の住民票又は個人番号カードの写し
☐	・最近3年の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動 計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書
NO.19～NO.22：工事施行者の能力に関する書類	
☐	・工事施行者の能力に関する申告書【細則第4号】
☐	・工事施行者の登記事項証明書
☐	・工事施行者の事業経歴書
☐	・工事施行者の建設業許可証明書又は許可通知書の写し
☐	NO.23：申請地及びその周辺の写真（申請に係る土地を赤枠で囲っているか。）
NO.24～NO.25：土地の権利者の同意書（妨げとなる権利（所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、使用貸借権、地役権等）を有する者の同意書） ※抵当権、根拠当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、同意の対象とはなりません。	
☐	・宅地造成等の施行同意書【細則第5号】
☐	・上記の権利を有する者の印鑑登録証明書
☐	NO.26：土地の公図（工事に関連する土地の境界を赤枠で囲んでいるか。地番が分筆されていない場合は、点線（朱書）で表示しているか。謄写又は写しの場合は、謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入しているか。）
☐	NO.27：土地登記事項証明書（申請時直前のものとなっているか。）
NO.28：住民への周知措置を講じたことを証する書類	
☐	○説明会開催の場合（開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料を添付しているか。） ○書面配布の場合（配付した書面、配布範囲が分かる位置図等を添付しているか。） ○掲示及びインターネットによる場合（掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真、閲覧ページの写し（URL含む）を添付しているか。） ※周知を要する工事の具体的内容（許可申請等の手引参照）について説明を行っていることが分かる書類となっているか。
☐	NO.29～NO.30：誓約書【参考様式】
☐	NO.31：他法令に基づく許認可等の写し（他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類を添付しているか。なお、手続き中の許認可等については、その状況を示す書面を添付しているか。）
☐	NO.32：委任状【参考様式】
添付する図面	
☐	位置図（方位、道路及び目標となる地物を明示しているか。）
☐	地形図（方位及び土地の境界線を赤枠で囲んでいるか。）
☐	土地の平面図（方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示しているか。）
☐	土地の断面図（盛土又は切土をする前後の地盤面を明示しているか。標準的な断面及び標準的な断面と状況が異なる各断面について断面図を作成し、添付しているか。）
☐	・排水施設の平面図（排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示しているか。） ・流域図及び流量計算書を添付したか。
☐	崖の断面図（崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法を明示しているか。）
☐	擁壁の断面図（擁壁構造図）（擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法を明示しているか。）
☐	擁壁の背面図（擁壁展開図）（擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法を明示しているか。）

☐	崖面崩壊防止施設の断面図 （崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法を明示しているか。）		
☐	崖面崩壊防止施設の背面図 （崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法を明示しているか。）		
☐	排水施設構造図 （構造詳細図を明示しているか。）		
☐	求積平面図 （許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積を明示しているか。）		
手数料の額の確認			
☐	盛土又は切土をする土地の面積		m2
	手数料の額		円